

[事案 2022-294] 契約無効等請求

・令和5年8月18日 裁定終了

<事案の概要>

責任開始時前発病を理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年4月に2日間、肺がんの疑いにより検査入院したため、同4年1月に契約した組立型保険の入院総合保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、責任開始時前発病を理由に支払われなかった。しかし、以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料の返還（請求①）、入院費相当額の損害賠償（請求②）、精神的苦痛に対する損害賠償（請求③）を求める。

- (1) 請求①について、募集人は、募集の際、告知の重要性を説明する等の必要な行為を怠った。
- (2) 請求②について、自分は入院するつもりがなかったが、入院給付金の支払対象になるか募集人に確認したところ、大丈夫と言われたことが契機となり入院した。
- (3) 請求③について、入院給付金の支払対象外と判断されているにもかかわらず、保険会社から煩雑な資料の受け渡しや、不要な情報の提供を求められ、精神的苦痛を受けた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 請求①について、募集人らは、申込手続を行う前に、申立人に対して注意喚起情報を手交している。同書面には、保険金等を支払うことができない場合の項目があり、支払事由に該当しない場合として、責任開始時前に生じた傷害や疾病等を原因とする入院と記載しており、この点については募集時にも十分に説明している。
- (2) 請求②について、募集人らは、検査入院は入院給付金の支払対象外であることを明確に回答している。
- (3) 請求③について、当社は不要な情報の提供は求めている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人および契約手続を補佐した募集人の上席者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。